

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

平成31年3月14日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小林 力

1 契約の概要

横浜市立日吉台西中学校ほか2校の現行の建築基準法の規定に合致しない(北綱島小学校については著しい劣化による)ブロック塀の緊急撤去工事

2 履行(納品)場所

- (1) 横浜市立日吉台西中学校  
港北区日吉本町5-44-1
- (2) 横浜市立篠原小学校  
横浜市港北区篠原東3-27-1
- (3) 横浜市立北綱島小学校  
横浜市港北区綱島5-14-40

3 契約日

平成30年8月28日

4 履行日又は履行期間

平成30年8月28日から平成31年1月9日

5 契約金額

¥7,415,280.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

- ア 所在地  
横浜市港北区新吉田町25
- イ 名称及び代表者職氏名  
株式会社 本多組 代表取締役 本多 孝行

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明したブロック塀は、大規模な地震が発生した場合、市民生活の安全確保に重大な支障を生じるおそれがあることから、即時的に撤去する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

即時的に対応を行わないと市民生活の安全確保に重大な支障が生じるおそれがあるため、即時対応が可能な機動力があることが求められます。また、将来のフェンス設置を踏まえた撤去や、技術面で難しい処理が生じる場合に適切な対応を行う必要があることから、土木・建築の施工に関する専門知識を持つことが求められます。

このような専門知識を持ち、今回の応急措置工事に即時的に対応できるのは、横浜市と一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部で締結した「風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する協定」に基づき、協定締結の相手方の所属会員である土木・建築の施工業者により組織された横浜建設業防災作業隊港北区方面班所属の同区内業者であったため。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課

(様式 2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

平成 31 年 3 月 14 日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小林 力

- 1 契約の概要  
横浜市立大綱小学校の現行の建築基準法の規定に合致しないブロック塀の緊急撤去工事
- 2 履行(納品)場所  
横浜市立大綱小学校  
横浜市港北区大倉山四丁目 2 - 1
- 3 契約日  
平成 30 年 8 月 31 日
- 4 履行日又は履行期間  
平成 30 年 8 月 31 から平成 31 年 1 月 9 日
- 5 契約金額  
¥ 7, 0 2 0, 0 0 0. -
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
  - ア 所在地  
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 8 番 3 5 号
  - イ 名称及び代表者職氏名  
株式会社 松尾工務店 代表取締役 松尾 文明
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明したブロック塀は、大規模な地震が発生した場合、市民生活の安全確保に重大な支障を生じるおそれがあることから、即時的に撤去する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
即時的に対応を行わないと市民生活の安全確保に重大な支障が生じるおそれがあるため、即時対応が可能な機動力があることが求められます。また、将来のフェンス設置を踏まえた撤去や、技術面で難しい処理が生じる場合に適切な対応を行う必要があることから、土木・建築の施工に関する専門知識を持つことが求められます。  
このような専門知識を持ち、今回の応急措置工事に即時的に対応できるのは、横浜市と一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部で締結した「風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する協定」に基づき、協定締結の相手方の所属会員である土木・建築の施工業者により組織された横浜建設業防災作業隊港北区方面班所属の同区内業者であったため。
- 9 所管課  
教育委員会事務局教育施設課